

第16回独立行政法人評価委員会農業分科会 議事要旨
農業分科会事務局

1. 日時：平成17年6月3日（金） 13：00～17：05
2. 場所：三田共用会議所第4特別会議室
3. 出席者：井上眞理委員、手島忠委員、徳江陞委員、夏目智子委員、日和佐信子委員、松本聰委員、萬野修三委員、向井文雄委員、安部新一臨時委員、清野英二臨時委員、忠聡臨時委員、石田裕美専門委員、岡智専門委員、佐々木珠美専門委員、佐藤洋一専門委員、高橋英三専門委員、武田恭明専門委員、土居則子専門委員、中嶋康博専門委員、長沼建一郎専門委員、馬場治専門委員、淵野雄二郎専門委員、松井徹専門委員、渡辺雅子専門委員
4. 議事
第一部
 - (1) 独立行政法人評価基準の見直しについて（農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金）
 - (2) 平成16年度業務実績の概要について（農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金）
 - (3) 評価方法・業務実績の概要について（水資源機構）
 - (4) 中期目標及び中期計画の変更について（農畜産業振興機構）
 - (5) 短期借入金の借換の報告について（農畜産業振興機構、農林漁業信用基金）第二部
 - (1) 独立行政法人評価基準の見直しについて（農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学校）
 - (2) 平成16年度業務実績の概要について（農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学校）
 - (3) 役員に対する報酬の支給基準の変更について（農業者大学校）

- (4) 中期目標期間終了時における見直しの論点整理について (農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所)

5 . 議事概要

第一部

- (1) 独立行政法人評価基準の見直しについて (農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金)

資料に沿って、各法人のプロジェクトチーム (P T) 委員から P T ごとに評価基準の見直し内容の説明が行われ、承認された。

質疑の状況は以下のとおり。

- ・評価の方法において、「やや不十分」という表現とした理由は何か。「一部不十分」とするなど、定量性をもたせた方がいいのではないか。

これに対して、農畜産業振興機構 P T から以下のとおり説明を行った。

- ・「十分」と「不十分」の中間の評価であるため、「やや不十分」という表現にした。

- (2) 平成 1 6 年度業務実績の概要について (農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金)

各法人から資料に沿って説明を行った。

質疑は以下のとおり。

- ・農林漁業信用基金の財務内容の改善において、林業の求償権回収実績と目標額は、どのような関係になっているのか。

これに対して、農林漁業信用基金から以下のとおり説明を行った。

- ・サービスの選定にあたっては、全国的に事業を展開している中から 3 社を選定し契約している。サービスを通じ約 8 5 百万円の回収があり、約 3 9 百万円の委託費を支払った。効果的に回収できたと考えている。

- (3) 評価方法・業務実績の概要について (水資源機構)

農村振興局総務課長及び水資源機構理事から説明を行った。

(4) 中期目標及び中期計画の変更について (農畜産業振興機構)
畜産企画課課長補佐、野菜課長、特産振興課長及び農畜産業振興機構理事長から資料に沿って説明があり、中期目標は承認され、中期計画は大臣から新たな中期目標が示された後、書面審査を行うこととなった。

(5) 短期借入金の借換の報告について (農畜産業振興機構、農林漁業信用基金)
農畜産業振興機構及び農林漁業信用基金の各理事長から資料に沿って説明があり、特段の意見は出なかった。

第二部

(1) 独立行政法人評価基準の見直しについて (農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学校)
資料に沿って、各法人のプロジェクトチーム (P T) 委員から P T ごとに評価基準の見直し内容の説明が行われ、承認された。
質疑は以下のとおり。

- ・種苗管理センターで、「品種保護 G メン」を設けるとのことだが、特別な技能や資格を持った者がその業務に携わることになるのか。

これに対して、種苗管理センターから以下のとおり説明を行った。

- ・資料 1 0 - 3 に記載しているが、育成者権の侵害に関する相談、情報収集・提供や実態調査、品種類似性試験に係わる業務に携わることとしている。

(2) 平成 1 6 年度業務実績の概要について (農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学校)
各法人から資料に沿って説明を行った。
質疑は以下のとおり。

- ・消費技術センターの概要の中で「国際的な政府機関であるコーデック

又委員会の専門部会会議等への政府代表団に職員を派遣」とあるが、この職員は意見を述べることができるのか。それとも単に情報収集だけなのか。

これに対して、農林水産消費技術センターから以下のとおり説明を行った。

- ・政府代表団に派遣された職員は、日本の代表として意見を述べるができる。

これに対し、更に発言があった。

- ・国際規格の策定に当たっては、各国の情勢が異なるので、国際的な場で日本の情勢を訴えていって欲しい。

(3) 役員に対する報酬の支給基準の変更について(農業者大学校) 法人から資料に沿って説明を行い、特段の意見は出なかった。

(4) 中期目標期間終了時における見直しの論点整理について(農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所)

大臣官房文書課長、同課長補佐及び関係各課長から資料に沿って説明を行った後、意見交換を行った。

主な意見は以下のとおり。

- ・公務員であるべきかということについては異論がある。独法は非常に重要な役割を担っているが、独法設立の経緯や社会の流れを考えれば、非公務員化が求められているのではないか。公務員でないことにより業務遂行に支障があっては困る立入検査等については、権限の裏付けを整備することが必要であり、公務員でなければならないということとは違う。公務員でなければ、中立公平、秘密保持が守られないという説明では、論点がすり替えられている気がする。民間でも契約により秘密保持等は守られる。権限の立法措置等を盛り込んだ制度設計を考えて、新しい方法をとったらどうか。
- ・評価委員会は業務の評価をしており、評価に関してはシステムができているが、組織の統廃合や事務事業の見直しに関しては判断基準がない。判断するにあたってのシステムを作り上げていった方がよい。公

権力の行使、リスク管理等キーワードに基づいて業務を整理し、独法と民間の業務の区分けを整理すべき。

- ・ 公務員だから守秘が守られるとは限らないし、そういう理論は通用しないが、許認可等に係る業務は、消費者からの信頼を得られるかが重要。組織体としての公務員は民間よりも信頼性が高い。国の許認可に深く関与している業務を非公務員化した場合に国民の信頼が得られるか疑問であり、各独法を一括して非公務員化という議論には躊躇せざるを得ない。個別の事業では民間委託を積極的に検討すべきものもあり、今後も、全て現状のままという訳にはいかない。
- ・ 技術の種類が違うから統合できないというが、技術ではなくフィールドの違いではないか。フィールドの統合は、もっと良い仕事ができる可能性があり、統合できない理由を述べるよりも統合のメリットを積極的に検討し見直すべきではないか。
- ・ 専門が違って、訓練や学習といった努力により克服できるので統合しても問題にはならないのではないか。レベルアップを前向きに検討すべき。
- ・ 種苗管理センターの「品種保護Gメン」について、「Gメン」とは、本来、FBIの麻薬捜査員という特定スタッフのことであり、正確には品種保護対策官というべきではないか。

(5) その他(第17回農業分科会の開催予定等について)

事務局から次回の農業分科会の開催予定等について説明を行った。